別紙３

関市・武儀郡４町村合併協議会財務規程

（趣旨）

第１条　この規程は、関市・武儀郡４町村合併協議会規約（以下「規約」という。）第１７条の規定に基づき、関市・武儀郡４町村合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第２条　協議会の予算は、規約第１６条の規定に基づき、関市、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村（以下「構成市町村」という。）の負担金、繰越金、補助金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

２　協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議（以下「会議」という。）の議決を経なければならない。

３　会長は、前項の規定により予算が会議の議決を経たときは、当該予算の写しを速やかに構成市町村の長に送付しなければならない。

４　協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

（予算の補正）

第３条　会長は、協議会の予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、会議の議決を経なければならない。

２　前項の規定により、補正予算が会議の議決を経たときは、前条第４項の規定を準用する。

（予算の流用及び充用）

第４条　会長は、歳出予算の項の金額の流用をしたとき又は予備費の充用をしたときは、直近の会議に報告しなければならない。

（歳入歳出予算の款、項及び目の区分）

第５条　歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第１のとおりとする。

２　歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第２のとおりとする。

３　当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第１及び別表第２に定めるもの以外の項及び目の区分を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第６条　協議会の出納は、会長が行う。

２　協議会に属する現金は、金融機関への預金その他、安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。

（協議会出納員）

第７条　会長は、協議会の事務職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

２　協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第８条　会長は、毎会計年度終了後２月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、会議の認定を経なければならない。

２　会長は、前項の規定により、決算が会議の認定を経たときは、当該決算の写しを構成市町村の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第９条　協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、関市予算の編成及び執行に関する規則(昭和３９年関市規則第２号）及び関市会計規則(昭和３９年関市規則第６号）の例による。この場合において、「市長」とあるのは「会長」と、「総務部長」とあるのは「事務局長」と、「収入役」とあるのは「協議会出納員」と読み替えるものとする。

２　協議会出納員は、次に掲げる帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(１）予算整理簿

(２）前号に掲げるもののほか、必要な帳簿

(委任)

第１０条　この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、関市の例に準じて、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

別表第１(第５条関係)

款	項	目
１分担金及び負担金	１負担金	１負担金
２諸収入	１預金利子	１預金利子
	２雑入	１雑入

別表第２(第５条関係)

款	項	目
１事業費	１運営費	１会議費
		２事務局費
	２事業推進費	１調査研究費
		２広報費
２予備費	１予備費	１予備費